【フラット35】地域活性化型利用申請手続きの流れ（住宅改修支援事業をご利用の場合）（※1）

申請者	取扱金融機関	今治市
1.【フラット35】の利用申請 →	申請受付 ↓ 審査	
← 審査結果受領		
2. 住宅改修支援事業の事前申込（5月中） →		事前申込受付 ↓ 抽選を実施（※2） ↓ 当選通知の発送
← 当選通知受領		
3.【フラット35】地域活性化型利用申請書の提出 ※**「住宅改修支援事業費補助金」の申請書提出と同時**に提出してください。 →		申請受付 ↓ 内容確認 ↓ 【フラット35】利用証明書の交付
← 利用証明書受領		
↓		
4.【フラット35】地域活性化型利用証明書の提出 →	借り入れ契約締結 ↓ 金利引き下げ	
← 資金の受取		

（※1）住宅改修支援事業を利用する場合は、中古住宅の購入を伴う改修が【フラット35】地域活性化型の対象となります。

（※2）住宅改修支援事業は事前申込者多数の場合は抽選を実施します。その場合、【フラット35】利用申請書は当選者のみ受付します。

物件の購入及び改修が完了した物件に引っ越し、移住が完了した後には、「移住者住宅改修支援事業」の実績報告書及び添付書類を提出していただきます。必要な書類等については以下URLをご参照ください。
〇今治市移住者住宅改修支援事業　http://www.city.imabari.ehime.jp/chiiki/ijyu/ijyu_sien.html